データ処理契約

この DPA（付録および添付資料を含み、以下「本 DPA」といいます）は、株式会社ニコン（以下「処理者」といいます）が使用許諾約款（以下「原契約」といいます）に基づき顧客（以下「管理者」といいます）に許諾した著作物の利用に関して適用されます。処理者は、かかる利用に関連して、管理者に代わって個人データを処理します。本 DPA は原契約の一部を構成し、管理者が原契約に同意した場合、本 DPA にも同意したものとみなされます。

第 1 章

第 1 条
目的と範囲

(a) 本 DPA の目的は、日本の個人情報保護法（2003 年 5 月 30 日法律第 57 号）および改正後の法律（以下「日本の個人情報保護法」といいます）を含むがこれに限定されない、適用されるデータ保護法（以下「データ保護法」といいます）を遵守することを確保することです。本 DPA は、原契約の特別条項です。本 DPA に規定されていない事項については、原契約の規定が適用されます。また、原契約と本 DPA との間に矛盾がある場合は、本 DPA の規定が優先されます。

(b) 本 DPA は、付録 I に規定されている個人データの処理に適用されます。

(c) 本 DPA は、適用されるデータ保護法および規則に基づき管理者が負う義務を免除するものではありません。

第 2 条
解釈と定義

(a) 本 DPA において、EU 一般データ保護規則（規則（EU）2016/679、随時改正されます）（以下「GDPR」といいます）で定義されている用語が使用されていますが、本 DPA で定義されていない場合、それらの用語は GDPR における定義と同じ意味を持つものとします。

(b) 本 DPA は、適用されるデータ保護法に規定されている権利および義務に反する形で、またはデータ主体の基本的権利もしくは自由を侵害する形で解釈されてはならないものとします。

(c) 本 DPA の目的上、以下の定義が適用されます。

(1) 「当事者」とは、管理者および処理者、またはいずれか一方をいいます。

(2) 「外国」とは、データ主体または管理者が所在する国の立法機関によって制定されたデータ保護法の観点から見た外国を意味し、データ主体が居住していない国、または管理者が所在していない国などが含まれます。ただし、EEA 全体は「外国」との関係では単一の国とみなされます。
(3) 「国際移転」とは、外国への移転を意味します。
(4) 「監督機関」とは、規則および適用法に基づき、個人データの処理に関して自然人の基本的権利および自由を保護する権限を有する 1 つ（または複数）の独立した公的機関を意味し、GDPR で定義される主たる監督機関、および米国データプライバシー法に基づく司法長官またはその他の統治機関を含みます。

第 3 条

合意構造と優先順位

(a) 矛盾または抵触が生じた場合、本 DPA の他の箇所で明示的に別段の定めがない限り、以下の優先順位が適用され、各当事者は必要な範囲で当該優先順位に従うものとする。
(1) 適用可能なデータ保護法および規制であって、以下の (2)、(3) および (4) の規定よりもデータ主体に対する保護を強化するもの
(2) 本 DPA の別紙 1（「国別契約条項」）
(3) 本 DPA の本紙
(4) 本 DPA が合意された時点、またはその後締結された時点で当事者間に存在する関連契約の規定
(b) 別紙 1（「国別契約条項」）は、当該別紙に記載されているデータ保護法の適用を受ける処理活動にのみ適用されるものとします。当事者が別紙 1（「国別契約条項」）に記載されているデータ保護法の適用を受ける場合、当事者は当該データ保護法を遵守するものとします。

<u>第 II 部 - 当事者の義務</u>

第 4 条

処理内容の説明

処理内容の詳細、特に個人データのカテゴリおよび管理者に代わって個人データが処理される目的については、付録 I に記載されています。

第 5 条

当事者の義務

5.1. 手順

(a) 処理者は、適用されるデータ保護法により義務付けられている場合を除き、管理者からの文書化された指示に基づいてのみ個人データを処理するものとします。この場合、処理者は、公共の利益という重要な理由により法律で禁止されている場合を除き、処理前に管理者にその法的要件を通知するものとします。個人データの処理期間中、管理者は随時、追加の指示を与えることがあります。これらの指示は常に文書化されるものとします。

(b) 処理者は、管理者が与えた指示が適用されるデータ保護法および規制に違反していると処理者が判断した場合、直ちに管理者に通知しなければならないものとします。

5.2. 目的制限

処理者は、管理者から追加の指示を受けない限り、付録Ⅰに定める特定の処理目的のためにのみ個人データを処理するものとします。

5.3. 個人データの処理期間

処理者による処理は、付録Ⅰに規定された期間中のみ行われるものとします。

5.4. 処理のセキュリティ

(a) 処理者は、個人データのセキュリティを確保するために、付録 II に規定された技術的および組織的措置を実施するものとします。これには、偶発的または違法な破壊、損失、改ざん、不正な開示またはアクセス（個人データ侵害）につながるセキュリティ侵害からデータを保護することが含まれます。適切なセキュリティレベルを評価するにあたり、当事者は、最新技術、実施コスト、処理の性質、範囲、状況および目的、ならびにデータ主体にとってのリスクを十分に考慮するものとします。

(b) 処理者は、処理対象の個人データへのアクセスを、契約の履行、管理、監視に厳密に必要な範囲でのみ、自社の従業員に許可するものとします。処理者は、受領した個人データを処理する権限を有する者が、守秘義務を負っているか、または適切な法的守秘義務を負っていることを保証するものとします。

5.5. 機微情報

処理対象が、人種または民族的出自、政治的意見、宗教的または哲学的信条、労働組合への加入、自然人を一意に識別するための遺伝子データまたは生体認証データ、健康または個人の性生活または性的指向に関するデータ、または犯罪歴および犯罪に関するデ

ータ（「機微情報」）を明らかにする個人データを含む場合、処理者は特定の制限または追加の保護措置を適用するものとします。

5.6 文書化とコンプライアンス

(a) 処理者は、本 DPA に従って、管理者からのデータ処理に関する問い合わせに迅速かつ適切に対応するものとします。

(b) 処理者は、管理者から要請があった場合、本 DPA に定められた義務、またはデータ保護法および規制から直接生じる義務を遵守していることを証明するために必要な情報を管理者に提供するものとする。処理者が本 DPA を遵守していない兆候があり、かつ上記の情報提供が本 DPA の遵守を証明するのに十分でない場合、管理者は、緊急の必要性がない限り、年に 1 回を超えない頻度で、処理者に対し、合理的な根拠を示す書面による通知（電磁的手段による通知を含みます。以下同様です）を少なくとも 30 営業日前に送付した後、自ら、または第三者の監査人（処理者の競合他社ではなく、処理者の同意を得ている監査人に限定されます。処理者は、不当な理由で同意を拒否してはならないものとします）を通じて、処理者の通常の営業時間中に、処理者の日常業務を過度に妨げず、処理者の他の契約当事者との契約上の義務に違反しない範囲内で、処理者の現場での実地監査を実施することができます。実地監査の開始に先立ち、管理者と処理者は、監査の範囲、時期、期間、機密保持義務等について合意しなければならないものとします。処理者が本 DPA を遵守していないことが認められるか、または別途合意がなされない限り、監査費用は管理者が負担するものとします。

5.7. 復処理者の使用

(a) 処理者は、付録 III に記載されている合意済みのリストによって、復処理者（復々処理者を含みます。以下同様です）を選任するための管理者の包括的な承認を得ているものとします。処理者は、復処理者の追加または交代により当該リストを変更する場合は、少なくとも 30 日前までに書面で管理者に通知するものとします。これにより、管理者は、当該復処理者の選任前に、当該変更に対して異議を申し立てる十分な時間を確保することができます。処理者は、管理者が異議を申し立てる権利を行使するために必要な情報を管理者に提供するものとします。

(b) 処理者が特定の処理活動を（管理者の代理として）行うために復処理者を利用する場合、処理者は、復処理者に対し、本 DPA に基づき処理者に課せられる義務と実質的に同一のデータ保護義務を課す契約を締結しなければならないものとします。処理者は、復処理者が本 DPA および適用されるデータ保護法に基づき処理者に課せられる義務を遵守することを確保するものとします。

(c) 処理者は、復処理者が処理者との契約に従って義務を履行することについて、管理者に対して全責任を負うものとします。処理者は、復処理者が契約上の義務を履行しなかった場合、その旨を管理者に通知するものとします。

5.8. 国際移転

(a) 個人データは、以下の国に移転される場合があります。

- 日本
- アメリカ合衆国

(b) データ保護法に基づき、処理者から管理者へ個人データを移転する際にデータ主体の同意が必要な場合、管理者は処理者に代わってデータ主体から当該同意を得なければならないものとします。

(c) 各当事者が国際データ移転規則を遵守するために、特定の形式の合意の締結を含め、相手方の協力を必要とする場合、各当事者は相手方に対し書面で通知し、相手方は必要かつ合理的な範囲で当該要請に協力するものとします。

(d) 処理者による国際移転

処理者による個人データの国際移転は、適用されるデータ保護法および規制を遵守して行われるものとし、かかる国際移転は、管理者からの文書による指示に基づいてのみ行うことができます。疑義を避けるため付言すると、第 5.8 条(a)項は、当該文書による指示を構成するものとします。

第 6 条
管理者の補佐

(a) 処理者は、データ主体から受け取った要求について、速やかに管理者に通知しなければならないものとします。処理者は、管理者から許可された場合を除き、要求に自ら対応してはならないものとします。

(b) 処理者は、処理の性質を考慮し、データ主体の権利行使要求への対応に関する管理者の義務の履行を支援するものとします。処理者は、(a)および(b)に従って義務を履行するにあたり、管理者の指示に従うものとします。

(c) (b)に基づき処理者が管理者を支援する義務に加え、処理者は、データ処理の性質および処理者が利用可能な情報を考慮に入れ、データ保護法および規制に基づく義務の遵守を確保するために管理者を支援するものとします。

(d) 両当事者は、付録 II において、処理者が本条項の適用において管理者を支援するために必要とする適切な技術的および組織的措置、ならびに必要とされる支援の範囲および程度を定めるものとします。

第 7 条

個人データ侵害の通知

個人データ侵害が発生した場合、処理者は、処理の性質および処理者が利用可能な情報を考慮に入れ、該当するデータ保護法および規制に従って、関連する当局およびデータ主体にデータ侵害の通知を行うという管理者の義務を遵守するために、管理者と協力し、支援するものとします。

7.1 管理者が処理するデータに関するデータ侵害

管理者によって処理されたデータに関する個人データ侵害が発生した場合、処理者は以下のとおり管理者を支援するものとします。

(a) 管理者に適用されるデータ保護法および規則に従い、管理者が個人データ侵害を認識した後、遅滞なく管轄の監督機関に通知する義務を遵守すること。

(b) 管理者に適用されるデータ保護法に基づき、管理者による当該通知に記載されるべき以下の情報を取得すること。なお、当該情報には少なくとも以下の事項が含まれるものとします。ただし、全ての情報を同時に提供することが困難な場合、最初の通知にはその時点で入手可能な情報を含め、その後、入手可能になった追加情報を遅滞なく提供するものとします。

(1) 個人データの性質（可能な場合は、関係するデータ主体のカテゴリと概数、および関係する個人データ記録のカテゴリと概数を含む)。

(2) 個人データ漏洩がもたらす可能性のある影響

(3) 個人データ侵害に対処するために管理者が講じた、または講じる予定の措置（必要に応じて、侵害によって生じる可能性のある影響を軽減するための措置も含まれます)。

(c) 管理者に適用されるデータ保護法および規則に従い、個人データ侵害が自然人の権利および自由に対する高いリスクをもたらす可能性が高い場合、データ主体に対して不当な遅延なく個人データ侵害を通知する義務を遵守すること。

7.2 処理者によって処理されたデータに関するデータ侵害

処理者が処理するデータに関する個人データ侵害が発生した場合、処理者は侵害を認識した後、遅滞なく管理者に通知するものとします。当該通知には、少なくとも以下の事項が含まれます。

(a) 侵害の性質に関する説明（可能な場合は、関係するデータ主体およびデータ記録のカテゴリと概数を含みます)

(b) 個人データ侵害に関する詳細情報を入手できる連絡先の詳細

(c) 侵害により発生しうる結果、および侵害に対して講じた措置、または講じる予定の措置（起こりうる影響を軽減するための措置を含みます)。ただし、全ての情報を同時に提供することが困難な場合、最初の通知にはその時点で入手可能な情報を含め、その後、入手可能になった追加情報を遅滞なく提供するものとします。

第3章 - 最終規定

第8条
条項の不遵守および契約解除

(a) 適用されるデータ保護法および規則の規定にかかわらず、処理者が本DPAに基づく義務に違反した場合、管理者は、処理者が本DPAを遵守するか、または原契約が終了するまで、個人データの処理を停止するよう処理者に指示することができるものとします。処理者は、理由の如何を問わず、本DPAを遵守できない場合は、速やかに管理者に通知しなければならないものとします。

(b) 原契約の終了または満了時、またはそれ以前に管理者の要請があった場合、処理者は、管理者の選択により、(i) 管理者のために処理されたすべての個人データを返却し、既存のすべてのコピーを削除するか、または (ii) 適用されるデータ保護法および規制により当該個人データの保持が義務付けられている場合を除き、管理者のために処理されたすべての個人データを削除するものとします。

第9条
準拠法および管轄裁判所

(a) 本DPAは日本法に準拠するものとします。

(b) 両当事者は、本DPAから生じる、または本DPAに関連する紛争は、日本の東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることに合意するものとします。

【ページの残りの部分は意図的に空白です】

付録Ⅰ：処理の説明

原契約書の名称および締結日（該当する場合）	名称：使用許諾約款 締結日：原契約に同じ
個人データが処理されるデータ主体のカテゴリ	管理者の従業員
処理される個人データのカテゴリ	管理者の従業員が、原契約に関連して処理者から提供された機器に保存されるデータのファイル名を指定するために入力した個人データ（氏名および電子メールアドレスが含まれますが、これらに限りません）
処理される機微情報（該当する場合）	処理者は、原契約に基づき管理者から処理者に委託された個人データのカテゴリは、基本的に日本の個人情報保護法で定義される「要配慮個人情報」またはGDPR第9条で定義される特別なカテゴリの個人データには該当しないと考えています。
処理の性質	原契約に従って処理者が管理者に対してサービスを提供するための個人データの処理
管理者に代わって個人データが処理される目的	管理者が原契約に従ってサービスを受けるため、および処理者が管理者に対して当該サービスを提供するため。 処理者は、機器の誤動作の診断、システムの不具合の復旧、および機器、ソフトウェア、サービスの改善を目的として、原契約に関連して機器に記録されたファイル名に含まれる個人データ、ならびに当該ファイルが実行されたときに生成される機器操作ログに含まれる個人データを処理します。
処理期間（保存期間または保存基準）	個人データは、原契約の有効期間中、処理および保管されます。

付録 II 技術的および組織的措置（データのセキュリティを確保するための技術的および組織的措置を含む）

処理の性質、範囲、状況、目的、ならびに自然人の権利と自由に対するリスクを考慮して、適切なレベルのセキュリティを確保するために処理者が実施する技術的および組織的なセキュリティ対策（関連する認証を含む）の説明。

個人データの匿名化および暗号化措置

- ファイル名やログに含まれる個人データは、匿名化も暗号化もされません。

処理に使用されるシステムおよびサービスの継続的な機密性、完全性、可用性、およびレジリエンスを確保するための措置

- 個人データへのアクセス権限を持つ者の数は必要最小限に限定され、アクセス範囲も必要最小限に限定されます。
- バックアップは定期的に行われます。

物理的または技術的な障害が発生した場合に、個人データの可用性とアクセスを適時に復旧できる能力を確保するための措置

- システムがバックアップデータから復旧可能であることを定期的に確認します。

処理の安全性を確保するための技術的および組織的措置の有効性を定期的にテスト、評価、検証する手順

- 脆弱性を軽減するために、オペレーティングシステムやその他のソフトウェアに最新のパッチが適用されています。

処理に使用される情報システムのユーザー識別および認証のための措置

- 処理に使用される情報システムには、ユーザー認証機能が搭載されています。

データ送信時のデータ保護対策

- 個人データを処理者のオフィス外に送信または持ち出す場合、個人データは暗号化されます。

データ保存時の保護対策

- 個人データを保存する際には、アクセス制御が実施されています。

個人データが処理される場所の物理的セキュリティを確保するための措置

- 個人データの処理は、処理者のオフィス内のアクセス制御が行われている場所で行われます。

システム構成（デフォルト構成を含む）を確保するための措置

- 情報システムを開発するために、構成管理が導入されています。

内部 IT および IT セキュリティのガバナンスと管理に関する措置

- 処理者は、経営陣のコミットメントに基づき、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に準拠した管理システムを構築し、運用しています。

データ最小化を確保するための措置

- 処理者は、個人データは利用目的のために必要とする者のみが処理すべきであるという概念に基づき、各個人データへのアクセス権限を持つ担当者を指定します。

データ品質を確保するための対策

- 処理者は、利用目的を達成するために必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の状態に保つよう努めます。

データ保持期間を制限するための措置

- 個人データは、不要になった時点で速やかに破棄されます。

説明責任を確保するための措置

- 情報管理システム（役割と責任）は、処理者の情報管理規則に示されており、情報管理担当者が各部門に割り当てられています。

処理担当者向け研修

- 処理者は、個人データの処理において留意すべき点について、従業員に対し定期的に研修を実施します。

付録 III 復処理者一覧

※装置購入者のみに公開しています。

別添資料１ - 国別契約条項

現時点で該当するものはありません。